

2015年1月30日

## ノーモア・ヒバクシャ訴訟大阪地裁判決についての声明

ノーモア・ヒバクシャ訴訟近畿原告団・全国原告団  
ノーモア・ヒバクシャ訴訟近畿弁護団・全国弁護団連絡会  
ノーモア・ヒバクシャ訴訟支援近畿ネットワーク

本日、大阪地方裁判所第2民事部（西田隆裕裁判長）は、ノーモア・ヒバクシャ近畿訴訟判決において、原告7名のうち、4名の却下処分を取り消すとの判決を言い渡した。

本訴訟は2013年12月16日に改訂した「新しい審査の方針」によってもなお、原告らの原爆症認定申請は認められないとして国（厚労大臣）が争ってきた事件である。今日の判決はこの「新しい審査の方針」が定めた原爆症認定基準がなお誤っていることを明確にしたものである。

判決は、新審査の方針について、まず、線量評価体系（DS02）等に基づく被曝線量の算定方法の限界を認め、続いて「誘導放射線及び放射線降下物による放射線については、内部被曝の影響を考慮していない点を含め、地理的範囲及び線量評価の両方において過小評価となっている疑いがある」と判示した。

一方、判決は、心筋梗塞及び狭心症について、放射線の被曝による可能性を認めながら、誤った事実認定に基づいた他原因を理由に、被曝の影響を否定したことは極めて不当である。また、ケロイド及び白内障について、要医療性を否定したことも誤っている。

今年是被爆70年の年であり、核拡散禁止条約（NPT）検討会議の年でもある。今こそ、国は唯一の被爆国として、核兵器の非人道性を世界に訴え、核兵器禁止条約締結に向けて、あらゆる努力をすべき時である。

その出発点となるのが、被爆者の声であり、被曝の実相である。

にもかかわらず、今に及んでなお原爆症認定を拒み、平均年齢80歳になり被爆者を苦しめる行政を続けている。これを世界の人びとはどう受け止めるであろうか。被爆者無視の態度を根本的に改め、核兵器の非人道性の生き証人である被爆者の立場に立った原爆症認定行政に転換すべきである。

判決にあたり、ノーモア・ヒバクシャ訴訟原告団、全国の被爆者、弁護団は、国及び厚生労働省に対して、以下のことを求める。

- 1、「新しい審査の方針」の誤りを認め、これを変更し全原告を救済すること
- 2、被爆者が「裁判をする必要のないように」被爆者援護法と原爆症認定の在り方を抜本的に改め、被爆者の命あるうちに問題を解決すること
- 3、唯一の原爆被爆国として核兵器の非人道性を国際世論に訴え、核兵器廃絶国際運動の先頭に立つこと

以上